

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月30日

大和市長 大木 哲

大和市規則第37号

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則（昭和62年大和市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第3項第2号中「末日」を「翌年度4月末日」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 市長は、支給認定を行ったときは、その結果を支給認定保護者に対し、子どものための教育・保育給付支給認定通知書により通知する。

第19条第2項第1号及び第2号中「末日」の次に「又は市長が指定する日」を加える。

第20条第4項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則（平成27年大和市規則第 号）第6条に規定するのみなし適用者である場合

第20条第5項各号列記以外の部分中「ところにより」を「額の」とし、同項第1号中「を免除する。」を削り、同項第2号中「を減免する。」を削り、同号を同項第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前項第2号に掲げる場合 第8条の規定により通知された利用者負担額と大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則第6条の規定により算定した所得等に基づき支給認定子どもの属する世帯の階層区分を認定した場合に徴収される利用者負担額に相当する額

別表中	子どものための教育・保育給付支給認定証	第7条	を
	利用者負担額等通知書	第8条及び第21条	
	子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書	第10条及び第15条	
	子どものための教育・保育給付支給認定通知書	第11条	

子どものための教育・保育給付支給認定通知書	第6条及び第11条	に改める。
子どものための教育・保育給付支給認定証	第7条	

利用者負担額等通知書	第8条及び第21条
子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書	第10条及び第15条

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第5条第2項及び第3項第2号の規定は、平成26年4月2日以後に生まれた子どもに係る育児休業をしている支給認定子どもの保護者について適用し、改正後の第20条第4項第2号及び第5項第2号の規定は、平成27年4月1日以後に受けた特定教育・保育に係る利用者負担額等の減免について適用する。